医療機関版

NEWS LETTER

2021 年 3 月号

社労士事務所シナジス

大阪府大阪市中央区難波4-1-15　近鉄難波ビル
TEL：050-3645-7807／FAX：06-7635-8250

Topic

第 3 次補正予算による医療機関追加支援

経営情報

令和 2 年度第 3 次補正予算では、医療提供体制確保と医療機関等支援として、新たに 1 兆 6,447 億円が計上されました。ここでは**多くの医療機関等が補助の対象となる「医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援」**に注目します。

診療所・歯科診療所・薬局等、幅広く対象

医療機関における感染拡大防止等の支援が、追加で実施されることになりました。既に第 2 次補正予算にて同様の補助を受けた医療機関等も対象です。

● 対象となる医療機関等

院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う
- 保険医療機関
- 保険薬局
- 指定訪問看護事業者
- 助産所

※　後述の「診療・検査医療機関」の感染拡大防止等の支援と、重複して受けることはできません。

※　「インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」（令和 2 年 9 月 15 日の予備費）の感染拡大防止等の補助を受けた医療機関については、今回の補助上限額が高い場合、差額分が補助されます。

● 補助基準額

次の額を上限として実費が補助されます。

病院・有床診療所（医科・歯科）	25 万円＋5 万円×許可病床数
無床診療所（医科・歯科）	25 万円
薬局、訪問看護事業者、助産所	20 万円

● 対象となる経費

令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。感染拡大防止と地域における診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CT リース等

なお、従前から勤務している者や通常の医療提供を行う者に係る人件費は、対象外です。

上記の支援の他、都道府県の指定を受けて発熱外来体制をとる「診療・検査医療機関」の支援策（上限 100 万円）も、第 3 次補正予算に計上されました。最新情報にご留意ください。

参考：
厚生労働省「令和 2 年度厚生労働省第三次補正予算案の概要」
https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/03index.html

医療機関等における都道府県別の入・離職率

ここでは、医療機関等における従業員の移動状況について、昨年 12 月に公表されたデータ※から、2019 年の入職率と離職率（常用労働者数に対する入（離）職者数の割合）をみていきます。

全国的には入職超過の状況に

上記データから、2019 年の医療機関等（以下、医療，福祉）の入・離職率を都道府県別にまとめると、下表のとおりです。

全国の入職率は 16.2%、離職率は 14.4%です。入職超過率（入職率から離職率を引いたもの）は 1.8 ポイントとなり、入職超過の状況にあります。なお 2018 年も 0.7 ポイントの入職超過だったことから、医療，福祉では入職超過の状況が続いています。

都道府県別の入・離職率

都道府県別の入職率をみると、香川県が 57.9%で最も高く、次いで福岡県が 34.4%となりました。その他、青森県、岐阜県、長崎県、広島県、三重県、愛知県、山梨県、千葉県も 20%を超える状況です。離職率は長崎県が 29.2%で最も高くなりました。次いで三重県が 27.8%、広島県が 26.0%となったほか、香川県、栃木県、沖縄県、奈良県、青森県も 20%を超えています。

入職超過率の状況

入職超過率については、24 道府県が入職超過になりました。中でも香川県が 34.2 ポイント、福岡県が 22.6 ポイントと大幅な入職超過の状況にあります。一方、離職超過の状況にあるのは 23 都府県で、中でも鳥取県がマイナス 12.3 ポイントと最も高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関を取り巻く環境は厳しさを増しています。2020 年以降の結果は、どのようになっているでしょうか。

2019年 都道府県別医療，福祉の入・離職率と入職超過率（%、ポイント）

	入職率	離職率	入職超過率		入職率	離職率	入職超過率		入職率	離職率	入職超過率
全国	**16.2**	**14.4**	**1.8**	富山県	9.5	4.4	5.1	島根県	7.2	9.0	-1.8
北海道	17.6	11.5	6.1	石川県	4.3	4.8	-0.5	岡山県	15.4	7.0	8.4
青森県	29.4	20.2	9.2	福井県	8.5	8.2	0.3	広島県	25.0	**26.0**	-1.0
岩手県	10.7	7.4	3.3	山梨県	20.8	14.3	6.5	山口県	14.7	17.2	-2.5
宮城県	8.1	14.9	-6.8	長野県	19.3	13.8	5.5	徳島県	12.2	11.4	0.8
秋田県	9.4	17.4	-8.0	岐阜県	28.4	19.9	8.5	香川県	**57.9**	23.7	**34.2**
山形県	5.7	9.0	-3.3	静岡県	10.3	8.3	2.0	愛媛県	14.4	15.3	-0.9
福島県	8.7	9.4	-0.7	愛知県	23.6	18.2	5.4	高知県	5.1	6.8	-1.7
茨城県	10.3	5.1	5.2	三重県	24.0	**27.8**	-3.8	福岡県	**34.4**	11.8	**22.6**
栃木県	15.6	21.7	-6.1	滋賀県	19.3	11.3	8.0	佐賀県	11.4	12.4	-1.0
群馬県	7.5	5.7	1.8	京都府	14.3	19.7	-5.4	長崎県	26.5	**29.2**	-2.7
埼玉県	14.1	19.8	-5.7	大阪府	18.3	17.3	1.0	熊本県	7.0	8.8	-1.8
千葉県	20.4	19.0	1.4	兵庫県	10.8	11.8	-1.0	大分県	13.8	11.1	2.7
東京都	12.5	14.1	-1.6	奈良県	19.0	20.5	-1.5	宮崎県	17.1	14.6	2.5
神奈川県	15.9	10.3	5.6	和歌山県	8.6	2.6	6.0	鹿児島県	11.5	5.6	5.9
新潟県	8.9	13.4	-4.5	鳥取県	5.1	17.4	**-12.3**	沖縄県	17.0	21.2	-4.2

厚生労働省「2019 年（令和元年）雇用動向調査」より作成

※厚生労働省「2019 年（令和元年）雇用動向調査」
5 人以上の常用労働者を雇用する事業所から抽出した、約 15,000 事業所を対象にした調査です。入（離）職率の算式は次のとおりです。
入（離）職率 ＝ 入（離）職者数÷1 月 1 日現在の常用労働者数×100（%）
詳細は次の URL のページから確認いただけます。https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450073&tstat=000001012468&cycle=7&year=20190&month=0&tclass1=000001012469&tclass2=000001063686&tclass3=000001063688&result_back=1&tclass4val=0

医療機関でみられる
人事労務Q＆A
『退職代行業者から「職員が退職する」という申出の連絡』

労務講座

Q 退職代行業者※と名乗るところから、当院の無断欠勤している職員について「〇月〇日付けで退職する」という郵便が届きました。その職員とは現在、連絡がとれない状況にあります。どのようにすればよいのでしょうか？

（※）弁護士や労働組合ではない退職代行業者

A 退職代行業者は「使者」という位置づけになるため、その退職の意思表示が本人のものなのかを職員に確認する必要があります。電話やメールがつながらず職員と連絡がとれない状況にあれば、退職代行業者から届いた書面が本人のものか、自筆や捺印などで確認します。それでも本人の意思か確認がとれない場合には、退職代行業者を通じて本人の意思を確認しましょう。

詳細解説：

1．退職代行業者とは

職員が退職するにあたり、自ら申出をすることで、使用者から引き留めなどを受け、退職のトラブルに発展することを懸念する傾向が強まっています。

このような状況を受けて職員の代わりに退職の申出をする退職代行業者が出現し、更に使用者に報告せず気軽に辞めることができると考える人の間で利用が広まっています。

2．退職代行業者の法的な位置づけ

この退職代行業者の法的な位置づけとして「代理」と「使者」が考えられますが、弁護士法により弁護士でなければ職員の「代理」をすることができないことから、「使者」という立場となります。使者としての退職代行業者は、職員本人が行う退職の意思表示を、使用者に届けることになり、交渉などを行うことはできません。

3．退職代行業者から連絡がきた場合の対応

退職代行業者から連絡がきたときは、一般的にはその退職の意思表示が職員本人の意思によるものかを確認する必要があります。確認の方法としては、通常、直接本人に連絡をすることになります。退職代行業者から届いた文書の中に、本人への直接の連絡を禁止するような文言や、退職代行業者あてに連絡してほしい旨の文言が入っていることがありますが、この内容に強制力はありません。

本人と連絡がとれない場合は、退職代行業者から届いた書面が本人のものか、自筆や捺印などで確認します。そして、確認したものの、本人のものなのか確認できない場合は、本人からどのような依頼があったのか退職代行業者に確認したり、本人の意思を確認できる資料の送付を依頼したりなどするとよいでしょう。

退職代行業者からの連絡が、職員本人の意思である場合、退職の申出は認めざるをえません。ただし、何の対応もせずに認めてしまうことで、職員間で情報が共有され、今後も退職代行業者を通じた申出が行われる可能性があります。そのため、退職の申出のルールを労使で確認しておきましょう。

事例で学ぶ 4 コマ劇場
今月の接遇ワンポイント情報
『 常に最初のつもりで 』

接遇講座

常に最初のつもりで

ワンポイントアドバイス

相手に同じ内容を再び伝えるとき、皆さまはどのような言葉を発していますか？

- 「先ほども言いましたように･･･」
- 「先日も申しましたが･･･」

などと、事例のアイさんのように、このような言葉を発していないでしょうか。

こういった一言は、患者様にしてみると、自分が責められているような気持ちにさせられ、不快さが残ります。たとえ、以前に伝えた点が真実であったとしても、唐突に表現することは控えたほうが良いでしょう。

例えば、「……そうでしたか、説明が足りなかったようですね。申し訳ございません。先日もお話させていただいたのですが……」など、相手の状況や気持ちに配慮した言葉を添えることも大切です。

“常に最初のつもりで”患者様と接する

こういった医療従事者の相手を気遣う心のゆとりが、納得と信頼の医療提供に繋がるのではないでしょうか。

私達も心のゆとりを日常業務に活かし、患者様に信頼される医療提供を目指しましょう。